

取引参加者規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、業務規程第4条第1項の規定に基づき、当取引所の取引参加者に関して必要な事項を定める。
- 2 この規程の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(取引参加者)

- 第2条 取引参加者とは、当取引所の市場において、有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「取引資格」という。）を有する者をいう。

(当取引所の市場における有価証券の売買の態様)

- 第3条 取引参加者は、現物清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する現物清算資格をいう。以下同じ。）を有する場合は、当取引所の市場における有価証券の売買を自らの名において行うものとする。
- 2 取引参加者は、現物清算資格を有しない場合の当取引所の市場における有価証券の売買については、指定清算参加者（第34条に定める指定清算参加者をいう。第6条において同じ。）に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、取引参加者は、株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄でない債券等については、当取引所の市場における売買を自らの名において行うものとする。

(公正な価格形成と円滑な流通の確保等)

- 第4条 取引参加者は、当取引所の市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって当取引所の取引所金融商品市場としての機能の維持及び向上に努めるものとする。

第2章 取引資格の取得

(取引資格の取得の申請及び承認)

- 第5条 取引資格を取得しようとする者は、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の取得の申請を行わなければならない。
- 2 取引資格の取得を申請できる者は、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）又は取引所取引許可業者とし、当取引所は、当取引所が定めるところによる審査により適当であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。
- 3 前項の承認は、取引資格を取得すべき期日を指定して行う。
- 4 当取引所は、第2項の規定に基づき取引資格の取得を承認した場合は各取引参加者に、その旨を通知する。

(取引資格の取得手続の履行)

- 第6条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、現物清算資格の取得手続（現物清算資格を有しない場合に限る。ただし、現物清算資格を新たに取得しない場合にあつては、第33条及び第34条の規定による清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定）、信託金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。
- 2 入会金の額は、当取引所が規則により定める。
- 3 第1項の場合において、取引資格の取得申請者が、取引参加者と合併し、取引参加者から分割により事業を承継し、又は取引参加者から事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に新たに

取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しない。

(2) 当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信託金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信託金に充当することができる。

4 取引資格の取得申請者が前条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日までに、第1項の手続を履行しないときは、その取引資格の取得申請を取り下げたものとみなす。

(取引資格取得の日)

第7条 当取引所は、取引資格の取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第5条第3項の規定により当取引所が指定した期日に取引資格を付与する。

2 当取引所は、前項の規定により取引資格の取得申請者に取引資格を付与したときは、その旨を公表するとともに、取引資格を取得した取引参加者に対し取引参加者証を交付する。

3 取引参加者証に関し必要な事項は、当取引所が定める。

第3章 取引参加者の義務等

第1節 通則

(取引参加者契約の締結)

第8条 取引参加者は、当取引所との間で、当取引所が定める取引参加者契約を締結しなければならない。

(取引参加者代表者)

第9条 取引参加者は、その代表取締役又は代表執行役（取引参加者が、リモート取引参加者（取引資格を取得した取引所取引許可業者をいう。以下同じ。）以外の外国法人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者、リモート取引参加者の場合は、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当取引所において当該取引参加者を代表するのに適当な者1人を、当取引所が定めるところにより、あらかじめ取引参加者代表者として当取引所に届け出なければならない。

2 取引参加者と当取引所との関係においては、取引参加者代表者のみが当該取引参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、当取引所に届け出た日常業務代行者をして行わせることができる。

(法令遵守責任者)

第10条 リモート取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから1人を法令遵守責任者（当該リモート取引参加者の役職員に対し、法及びその関係法令（以下「法令」という。）、法令に基づく行政官庁の処分及び当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則並びに取引の信義則の遵守（以下「法令等の遵守」という。）を徹底し、内部管理体制の整備に努めるとともに、法令等の遵守に関し当取引所と適切な連絡及び調整を行う者という。）として当取引所に申請し、承認を受けなければならない。

(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第11条 当取引所は、取引参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

2 当取引所は、取引参加者が正当な理由がないにもかかわらず前項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の変更請求を行うことができる。

3 取引参加者は、第1項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、当取引所に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。

4 当取引所は、前項の異議の申立てを受理した場合において、第1項の変更請求を変更し、又は取り消

すことが適当であると認めるときは、直ちに第1項の請求を変更し、又は取り消すものとする。

(連絡事務所)

第12条 取引参加者は、本店その他の営業所又は主たる事務所（取引参加者が外国法人の場合は、国内における主たる営業所又は事務所）で、当取引所との連絡上便利な場所にあるもののうちから、当取引所からの通知を受ける場所1か所を連絡事務所として当取引所に届け出なければならない。ただし、国内に事務所を有しないリモート取引参加者は、これに代えて、法第60条の2第1項に規定する国内における代表者の氏名及び住所を届け出るものとする。

(取引参加料金の納入)

第13条 取引参加者は、取引参加料金を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。

(取消料の納入)

第14条 過誤のある注文により有価証券の売買が成立した場合において、当該売買の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売買の取消しに係る取消料を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。

(信託金の預託等)

第15条 取引参加者は、信託金を、当取引所が定めるところにより、当取引所に預託しなければならない。

2 信託金の額は、2万円とする。

3 当取引所は、信託金を他の財産と区別して保管し、銀行預金又は信託業務を営む銀行への金銭信託により運用するものとする。

(信託金の返還請求権の譲渡の禁止等)

第16条 取引参加者は、信託金の返還請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。

(市場施設利用に関する責任の所在)

第17条 当取引所は、取引参加者が業務上当取引所の市場の施設の利用に関して損害を受けることがあっても、当取引所に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(合併等について承認を受ける義務)

第18条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。

(1) 当該取引参加者が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併（次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。）

(2) 分割による事業の一部の他の法人への承継（次条第9号に掲げるものを除く。）

(3) 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継（次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。）

(4) 事業の一部の譲渡（次条第9号に掲げるものを除く。）

(5) 事業の全部又は一部の譲受け（次条第8号、第9号及び第11号に掲げるものを除く。）

2 取引参加者は、前項の承認を受けようとする場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に通知及び申請を行わなければならない。

3 当取引所は、第5条第2項に規定する審査に準じて審査を行い、第1項各号の行為が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないとき認められるときは、当該取引参加者を審問のうえ、同項の承認を与えないことができる。

4 第11条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の不承認について準用する。

5 取引参加者は、第1項の承認を受けた場合において、財務状況その他の当取引所が必要と認める事項

について当取引所から報告を求められたときは、直ちにその内容を当取引所に報告しなければならない。

(届出事項)

第19条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。

- (1) 業務（金融商品取引業者にあつては、法第28条第1項第1号に掲げる業務をいい、取引所取引許可業者にあつては、取引所取引業務をいう。）の廃止
- (2) 当該取引参加者が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該取引参加者が他の法人と合併して法人を設立する場合の当該合併
- (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (4) 分割による事業の全部の他の法人への承継
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 当該取引参加者が他の取引参加者と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
- (7) 分割による事業の全部の他の取引参加者からの承継
- (8) 事業の全部の他の取引参加者からの譲受け
- (9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法（平成17年法律第86号）において株主総会の決議による承認を要しないとされているもののうち、当取引所が別に定めるもの（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）
- (10) 分割による事業の全部又は一部の完全子会社からの承継
- (11) 事業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け
- (12) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）
- (13) 役員の変更

(報告事項)

第20条 取引参加者は、当取引所が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当取引所に報告しなければならない。

(取引参加者の調査)

第21条 当取引所は、次の各号に掲げる場合その他当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、取引参加者に対し、当該取引参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該取引参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- (1) 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行う場合
 - (2) 取引参加者の財務状況の調査を行う場合
 - (3) 当取引所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査を行う場合
 - (4) 他の金融商品取引所又は金融商品取引業協会（これらに相当する外国の団体を含む。）から有価証券の売買その他の取引等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認める場合
- 2 取引参加者は、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、当取引所が定める方法により遅滞なくこれを行わなければならない。

(広告に関する規制)

第22条 取引参加者が行う広告については、当取引所が定めるところによるものとする。

(受託に際しての調査義務)

第23条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、氏名その他当取引所が定める事項を調査しなければならない。

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第24条 取引参加者は、他の取引参加者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。

(売買管理体制の整備)

第25条 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。

(注文管理体制の整備)

第26条 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。

(有価証券の売買の責任)

第27条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買について、一切の責めに任じなければならない。

(過誤のある注文の公表)

第28条 過誤のある注文が発注された場合であって、当取引所が業務規程第32条の規定に基づき公表を行ったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の当取引所が定める事項を公表しなければならない。

(リモート取引参加者の受託の制限)

第29条 リモート取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、当取引所の市場における有価証券の売買の委託を受けることはできない。

- 2 リモート取引参加者は、外国に居住する顧客から当取引所の市場における有価証券の売買の委託を受ける場合には、あらかじめ当取引所が定めるところにより申請し、当取引所の承認を受けなければならない。
- 3 第18条第3項から第5項までの規定は、前項の承認について準用する。

(リモート取引参加者の義務等)

第30条 リモート取引参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守して、業務を行わなければならない。

- (1) 取引所取引業務等に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うこと。
- (2) 当取引所が適当と認める役職員以外の者に、当取引所市場における有価証券の売買に関する当取引所が定める行為を行わせないこと。
- 2 リモート取引参加者は、当該リモート取引参加者が行う取引所取引業務に照らして、遵守する必要があると当取引所が認める日本証券業協会の規則、理事会決議及びガイドラインを遵守しなければならない。

(緊急の場合の取引参加者の業務に関する規制)

第31条 当取引所は、別に定める場合のほか、当取引所の市場の運営にかんがみて緊急の必要があると認めるときは、取引参加者の全部又は一部に対し、その業務に関して、必要かつ適当な規制を行うことができる。

第2節 清算資格を有しない取引参加者の義務等

(非清算参加者の定義)

第32条 非清算参加者とは、現物清算資格を有しない取引参加者をいう。

(清算受託契約の締結)

第33条 非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第34条 非清算参加者は、清算受託契約の相手方である現物他社清算参加者のうちから、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

2 非清算参加者は、第1項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請し、承認を得なければならない。

(清算受託契約の締結の届出)

第35条 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、その内容を当取引所に届け出なければならない。

(清算受託契約の解約の報告)

第36条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日を除外する。）の日までに報告を行う。

(2) 非清算参加者が事前に現物他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

(3) 非清算参加者が事前に現物他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（第5号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

(5) 非清算参加者と現物他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に現物他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（以下「特例解約」という。）

当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

第4章 取引資格の喪失

(取引資格の喪失申請)

第37条 取引参加者が取引資格を喪失しようとするときは、当取引所が定めるところにより、当取引所に取引資格の喪失の申請を行わなければならない。

(喪失申請者の有価証券の売買の停止等の措置)

第38条 当取引所は、取引参加者から取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者は、清算・決済規程第17条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(喪失申請者の合併等の場合における売買)

第39条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、取引資格を取得する者又は取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(取引資格の喪失の承認)

第40条 取引資格の喪失の承認は、当取引所が将来の一定の期日を指定して行う。

2 当取引所は、取引資格の喪失の承認をした場合は各取引参加者にその旨を通知する。

(取引資格の喪失の際の手續)

第41条 当取引所は、取引参加者が取引資格を喪失(取消しによる喪失を含む。以下同じ。)したときは、直ちに、取引参加者の取引資格の喪失(取引参加者に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還)について公表を行うものとする。

2 取引参加者は、前項の規定による公表を行った後でなければ、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、取引参加者は、第6条第3項に規定する信認金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができない。

4 取引参加者は、取引資格を喪失するときは、取引参加者証の当取引所への返還その他当取引所が定める手続を行わなければならない。

(取引資格喪失の際の債務弁済)

第42条 取引資格を喪失した者は、当取引所から返付を受ける金銭又は有価証券をもって、その者が取引参加者として当取引所に対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

(取引資格を喪失した場合における売買)

第43条 取引参加者が取引資格を喪失した場合においては、本人又は一般承継人は、清算・決済規程第18条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行)

第44条 リモート取引参加者が金融商品取引業の登録を受けようとする場合又は金融商品取引業者である取引参加者が取引所取引業務の許可を受けようとする場合は、当取引所の承認を受けなければならない。

2 取引参加者は、前項の承認を受けようとする場合には、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請を行わなければならない。

3 第18条第3項及び第4項の規定は、第1項の承認について準用する。

第5章 取引参加者の処分及び処置等

(取引参加者の処分)

第45条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に定める処分を行うことができる。

(1) 不正な手段によって取引資格を取得したときは、取引資格の取消し

- (2) 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったときは、取引資格の取消し
 - (3) 当取引所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する当取引所との契約を履行しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - (4) 当取引所に納入又は預託しなければならない金銭を、当取引所が定めるところにより納入又は預託しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - (5) 第21条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第57条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し
 - (6) 第19条の規定による届出若しくは第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し
 - (6)の2 清算・決済規程第23条の2に規定する義務を履行しないときは、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
 - (7) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であつて金融商品取引業者である場合又は取引所取引許可業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第50条において同じ。）に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- 2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よつて当取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。
 - 3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

（取引参加者に対する処置）

- 第46条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他当取引所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。
- (1) 第11条の規定による役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。
 - (2) 総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）若しくは出資に係る議決権の過半数が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者によつて保有されるに至つたとき又はその者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）となるに至つたとき。
 - (3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、取引参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認められるとき。
- 2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有

価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

- (1) 資本金の額又は純財産額が3億円を下回ったとき。
 - (2) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセントを下回ったとき。
 - (2)の2 特別金融商品取引業者(法第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。)について、法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が、当取引所が定める水準を下回ったとき。
 - (3) 取引所取引許可業者について、保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が第2号に定める水準と同程度まで悪化したと当取引所が認めたとき。
 - (4) 取引所取引許可業者について、外国の金融商品取引所から有価証券の売買の停止の処分を受けたとき。
- 3 当取引所は、取引参加者が支払不能となり又は支払不能となるおそれがあると認めるときは、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。
- 4 当取引所は、取引参加者が第19条第1号に掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合又は同条第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項に係る公告を行った場合(リモート取引参加者にあつては、同条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項について当取引所へ届出を行った場合)において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当該取引参加者を審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができる。
- 5 前2項の規定により当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、清算・決済規程第19条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

(取引資格が形骸化した場合の措置)

第47条 当取引所は、取引参加者が次の各号に該当することとなった場合には、当該取引参加者の取引資格の取消しを行うことができる。

- (1) 最近3事業年度において、当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行っていない場合(当該取引資格の取得日から3事業年度が経過していない場合を除く。)
- (2) 当取引所の市場における有価証券の売買を行うために必要な取引参加者端末装置等の設置又は人員の確保がなされていない場合

(有価証券の売買の停止等の処置の解除)

第48条 第46条の規定により、期間を定めずに有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた取引参加者は、その処置を受けた事由を除去したときは、それについての説明書を添付して、その処置の解除を申請することができる。

- 2 当取引所は、前項の申請に基づく処置の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。
- 3 第46条の規定により、期間を定めずに有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を受けた取引参加者が、その処置を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられないときは、当取引所は、当該取引参加者の取引資格を取り消すことができる。

(処分又は処置に対する異議の申立て等)

第49条 第11条第1項ただし書及び第2項の規定は第45条又は第46条の審問について、第11条第3項及び第4項の規定は第45条の処分又は第46条の処置について、それぞれ準用する。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第50条 取引参加者が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録若しくは許可の取消しの処分

を受けた場合には、当取引所は、直ちに当該取引参加者について、その処分の内容に応じ、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しを行う。

（清算資格の取消し等を受けた取引参加者の有価証券の売買の停止又は制限）

第51条 当取引所は、取引参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。）の停止又は制限を行う。

2 前項の取引参加者は、清算・決済規程第19条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、当取引所の市場における有価証券の売買を行うことができる。

（指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限）

第52条 当取引所は、非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の当取引所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。

2 前項の非清算参加者は、清算・決済規程第20条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

（指定清算参加者を指定していない場合の措置）

第53条 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。）においては、有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

（特例解約が行われた場合の措置）

第54条 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。）においては、有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

（処分、処置又は措置の通知等）

第55条 当取引所は、この章の規定（第52条を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を、取引参加者に対して行ったときは各取引参加者に、その旨を通知する。

2 当取引所がこの章の規定に基づき取引参加者に対して行った処分、処置又は措置が、当取引所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該取引参加者は、当取引所が定めるところにより、その旨をその店頭等に表示しなければならない。

（取引の信義則違反）

第56条 第45条第1項第7号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他当取引所が規則により定める行為で、当取引所の市場の運営にかんがみて、当取引所の信用を失墜し、又は当取引所若しくは当取引所の取引参加者に対する信義に背反する行為をいう。

- （1） 当取引所の業務又は他の取引参加者の業務に干渉し又はこれを妨げること。
- （2） 有価証券の売買に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- （3） 株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）を行うこと。

（取引参加者に対する勧告）

第57条 当取引所は、取引参加者の業務又は財産の状況が、当取引所の市場の運営にかんがみて、適当でないと認めるときは、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

2 当取引所は前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

第6章 仲介

（仲介）

第58条 有価証券の売買その他の取引に関して取引参加者間に生じた紛争について、当事者である取引参加者から、当取引所が定めるところにより、仲介の申出があるときは、当取引所は、仲介を行うものとする。ただし、紛争が性質上仲介を行うのに適当でないと認めるとき、当事者が不当な目的のみだりに仲介の申出をしたと認めるとき又は当事者の一方が仲介に応じないときは、仲介を行わないことができる。

- 2 当取引所は、仲介を行う場合において、当事者である取引参加者に対し、仲介を行うために必要な事項について、調査することができる。
- 3 仲介申出手続、仲介方法その他仲介に関して必要な事項は、当取引所が規則により定める。

第7章 雑則

（自主規制業務の委託）

第59条 当取引所は、法第84条第2項に規定する自主規制業務のうち、次の各号に掲げる業務について、東京証券取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。

- （1） 取引参加者の資格の審査
 - （2） 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
 - （3） 取引参加者が行う特定取引所金融商品市場における有価証券の売買の内容の審査
 - （4） 取引参加者に対する処分その他の措置に関する業務
- 2 取引参加者及び取引資格を取得しようとする者は、前項の規定により当取引所が自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査、調査、報告又は資料の提出の請求、検査及び審問等に応じなければならない。
- 3 当取引所は、第1項の規定により自主規制法人に委託した業務については、自主規制法人が行う審査又は調査等の結果に基づき承認又は処分その他の措置等を行うものとする。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第60条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなして第4条、第27条及び第28条の規定を適用する。

(取引参加者に関する必要事項の決定)

第61条 当取引所は、この規程に定める事項のほか、当取引所の取引参加者に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

- 1 この規程は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 当取引所が定める日より前に取引資格を取得する者については、第6条第1項に規定する入会金の納入を要しないものとする。

(注) 第1項の「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

(注) 第2項の「当取引所が定める日」は平成22年1月5日

付 則

この改正規定は、平成21年12月10日から施行し、同日以降に、当取引所に対し第18条第2項に規定する申請又は第19条に規定する届出が行われるものから適用する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。